

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

第3次中播衛生施設事務組合地球温暖化対策実行計画

平成26年度～平成32年度

平成27年2月

中播衛生施設事務組合

目次

第1章 基本的事項

1. 計画目的……………2
2. 基準年度・計画期間・目標年度……………2
3. 対象範囲……………2
4. 対象とする温室効果ガス……………3

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量……………3
2. 要因別の排出状況及び燃料等使用量の推移……………3
3. 削減目標……………5

第3章 具体的な取組

1. し尿処理プラント運転等……………5
2. 施設設備の改善等……………5
3. 物品購入等……………5
4. その他の取組……………6

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制……………7
2. 点検体制……………7
3. 進捗状況の公表……………7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村等に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、「実行計画」という。）として策定するものである。中播衛生施設事務組合（以下、「組合」という。）の事務・事業の実施に当たっては、実行計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

本組合では、平成22（2010）年度を目途とした第2次実行計画に基づき、地球温暖化防止に関する取組を進めてきたところである。

平成23（2011）年度以降の実行計画については、平成23（2011）年度内に策定する予定であったが、東日本大震災により、国・兵庫県の削減目標が定まらない状況での策定は困難であったことに加えて、当時、本組合では平成22（2010）・23（2011）年度の施設改良工事の最中で、改良工事後必要となる電力量が不透明であったことから、当分の間、第2次実行計画の期間を延長してきたところである。

その後、平成25（2013）年11月に国、平成26（2014）年3月に兵庫県の削減目標が示され、改良工事後3年が経過し処理に必要な電力量が概ね把握できたことから、実績値がわかる直近年度の平成25（2013）年度を基準年度とし、計画期間を平成26（2014）年度から平成32（2020）年度までの7年間とする。

目標年度については、平成32（2020）年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体等が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本組合が行う全ての事務・事業とし、管理運営する全ての施設等を対象とする。

なお、外部委託を実施している事務・事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

(対象施設一覧)

施設名
中播衛生センター（管理棟・車庫棟・便所棟・公園を含む）

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄）のうち、排出量が多く温室効果への寄与が最も大きい二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本組合の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、660,036 kg-CO₂である。

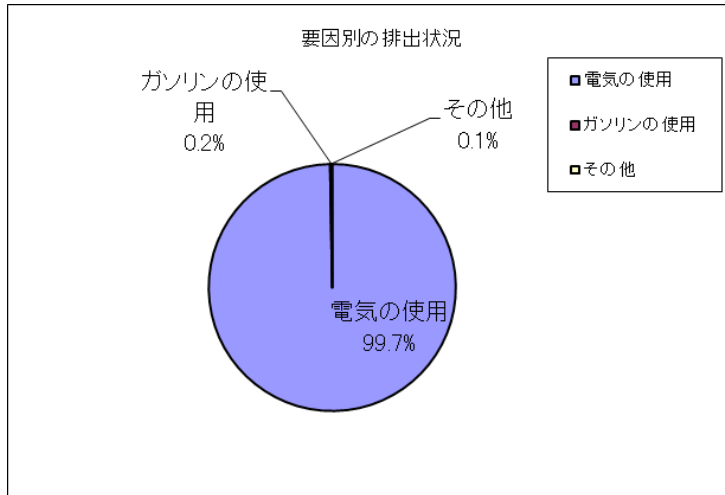
区分	排出量 (kg-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	660,036 kg-CO ₂

2. 要因別の排出状況及び燃料等使用量の推移

①基準年度の排出状況

基準年度である平成25（2013）年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、関西電力㈱から供給される電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の99.7%を占め、次いでガソリンの使用が0.2%、その他が0.1%となっている。これは平成22（2010）・23（2011）年度の改良工事において汚泥等の焼却を廃止したことで、燃料である灯油が不要になったことによるものである。電気使用量のほとんどがし尿処理プラントに要するものであり、ガソリンは

公用車（乗用車）及び刈払機の燃料で、その他はダンプカー、フォークリフト、自家発電装置の軽油及び石油ストーブの灯油である。



②燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量の推移

第2次実行計画の基準年度である平成17（2005）年度以降の燃料等の使用量及び二酸化炭素排出量の推移は以下のとおりである。

二酸化炭素の排出量については、平成22（2010）年の震災以降、原発の停止に伴う電力排出係数が大きくなっているものの、改良工事による効果及び搬入量の減少並びに節電等の取り組みにより、直近の平成25（2013）年度では平成17（2005）年度比で62%の削減を果たしている。

区分	単位	第2次計画期間								
		H17 (2005) 基準年度	当初計画期間					延長期間		
			H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22※ (2010) 目標年度	H23※ (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)
灯油	ℓ	350,000	350,000	348,000	326,000	300,000	190,000	0	0	20
ガソリン	ℓ	465.93	540.84	429.03	530.9	622.00	551.00	542.81	502.71	560.55
軽油	ℓ	54.26	66.00	71.00	71.00	55.00	124.00	85.02	55.00	190.00
電気	kWh	2,420,900	2,276,336	2,260,144	2,182,591	2,038,900	1,891,021	1,708,337	1,320,988	1,260,907
CO2排出量	kg-CO2	1,739,223	1,642,147	1,694,732	1,587,807	1,347,868	1,062,709	770,232	680,297	660,036
	H17年度比	—	-5.6%	-2.6%	-8.7%	-22.5%	-38.9% (目標:-8.2%)	-55.7%	-60.9%	-62.0%
(参考1) kg-CO2/kWh		0.358	0.338	0.366	0.355	0.294	0.311	0.45	0.514	0.522
(参考2) 搬入量	kℓ	42,949	40,603	37,268	34,264	32,626	30,474	29,869	29,735	28,378
	H17年度比	—	-5.5%	-13.2%	-20.2%	-24.0%	-29.0%	-30.5%	-30.8%	-33.9%

※施設改良工事

3. 削減目標

平成25(2013)年度を基準年度として、計画期間の最終年度である平成32(2020)年度の二酸化炭素排出量を、3%削減(平成17(2005)年度比63.2%削減)することを目指す。

なお、兵庫県の目標設定は「平成32(2020)年度に平成17(2005)年度比で6%削減(平成2(1990)年度比3%削減)」である。本組合では平成22(2010)・23(2011)年度の改良工事で施設の処理フローの変更や設備機器の縮小等により、処理に要する燃料及び電気使用量が大幅に減少したため、基準年については改良工事後の実績値が把握可能な直近年度とし、実行計画の最終年度及び削減目標値は兵庫県の目標設定を参考とした。

区分	基準年度排出量 平成25年度	削減目標	目標年度排出量 平成32年度
二酸化炭素(CO ₂)	660,036kg-CO ₂	3%	640,235kg-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. し尿処理プラント運転等

- ・現状行っている維持管理経費の低減を目指した、効率的できめ細かい運転管理の継続・改善に努める。
- ・設備機器等の点検整備を適切に実施し、能力低下を防ぐよう努める。
- ・将来の搬入量の減、低負荷に対応した運転方法変更等について検討を行う。

2. 施設設備の改善等

- ・高効率照明、空調機への買い換えを順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。

- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、湯沸室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・環境保全研修等に積極的に受講する。
- ・定時退庁日など、環境保全を奨励する日や月間を設ける。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の空調は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 推進・点検体制及び進捗状況の公表

1. 推進体制

「推進本部」「推進担当者」を設け、実行計画の着実な推進と進行管理を行う。

(1) 推進本部

事務局長を本部長とし、全職員をもって組織する。

実行計画の策定、見直し及び実行計画の推進点検を行う。

(2) 推進担当者

1名以上の「推進担当者」を置く。「推進担当者」は実行計画の推進及び進捗状況を把握しつつ、点検し、実行計画の総合的な推進を図るとともに進行管理を行う。

2. 点検体制

「推進担当者」は、定期的に進捗状況の把握を行い、「推進本部」において年1回の点検評価を行う。

3. 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況、点検評価結果及び、直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回組合HP等により公表する。